平成２９年（フ）第４８号
千葉県浦安市当代島１丁目29番14―206号　パレジュール
債務者　宮沢　　昭
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７号
千葉市緑区あすみが丘３丁目45番地１　コーポグランメールＢ―102号
債務者　豊田　武司
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１８号
川崎市高津区千年981番地　温海ハイツ　101
債務者　関臙こと　ＹＵＡＮ　ＹＡＮ　袁　臙
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
川崎市麻生区黒川788番地５　コリーナ日向山　205
債務者　春岡　雅則
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
川崎市多摩区中野島６丁目29番１―102号
債務者　大澤　洌美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８４号
川崎市高津区末長４丁目25番13―203号　第２井上ビル
債務者　遠藤　史憲
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９６号
川崎市多摩区宿河原４丁目27番20号　サンモール多摩　102、前住所東京都品川区荏原５丁目13番13号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
川崎市幸区戸手２丁目６番14号　戸手竹八ビル　103
債務者　辻野　愛子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１７号
川崎市多摩区登戸628番地　ハイツオザワ101、前住所川崎市多摩区登戸596番地　リーガルピア　103
債務者　五十嵐寛和
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９号
川崎市高津区千年874番地１　アローズ401、前住所川崎市高津区千年730番地５
債務者　森田　美帆
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
川崎市多摩区菅野戸呂10番22号　第３宮崎荘201
債務者　金子　光子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
川崎市多摩区栗谷２丁目11番１号　第１さつきハイツ　101
債務者　鈴木喜三郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
静岡県三島市徳倉２丁目11番39号　スターキャニオンＡ101、前住所静岡県三島市徳倉４丁目27番43号
債務者　山本　安昭
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
岡山県倉敷市玉島中央町１丁目12番６号
債務者　守下　友子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
岡山県倉敷市白楽町318番地１レオパレスＳ＆Ａ110
債務者　廣井眞理子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅７―404号
債務者　荒木　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部